

湧別町介護予防・生活支援サービスについて
指定基準等関係

湧別町 介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービス

分類	訪問介護
基準	従来の介護予防訪問介護相当
サービス名	基準型訪問介護
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行相当（介護予防訪問介護）の内容（訪問介護員（ホームヘルパー）による自立支援のための家事等の生活支援、入浴介助等の身体介護を行う。） ※ 利用回数は予防給付の基準に準ずる
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような訪問介護員によるサービスが必要な方 ・ 常時介護は必要でないものの、日常生活に不便をきたしている人 ・ 原則として食事や排せつなどできる人
単価等利用者負担	<p>現行の介護予防訪問介護に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報酬（1月当りの単価に基づく出来高払い） ※ 介護報酬の改定に応じて変動 週1回程度：1, 176単位/月（令和3年4月単価） 週2回程度：2, 349単位/月（令和3年4月単価） 週2回を超える程度：3, 727単位/月 <p>加算：現行の介護予防報酬に準ずる 減算：現行の介護予防報酬に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人負担割合1割（一定以上所得者は2割又は3割） ※ 1単位 = 10円で計算
サービス提供者人員基準	<p>現行の介護予防訪問介護に準ずる （指定介護予防訪問介護事業所の従事者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理者※1 : 常勤・専従1以上 ② 訪問介護員等 : 常勤換算2.5以上 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③ サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>
運営基準	<p>現行の介護予防訪問介護に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 等
設備	<p>現行の介護予防訪問介護に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備・備品
実施方法	事業者指定
限度額管理	有り（国保連経由で審査・支払いのため管理可能）

湧別町 介護予防・生活支援サービスにおける通所型サービス

分類	通所介護
基準	従来の介護予防通所介護相当
サービス名	基準型通所介護
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行相当（介護予防通所介護）の内容 ● 定期的に事業を評価し、悪化防止や改善等の目的としたサービス提供等がされる ※利用回数は介護予防通所介護の基準に準ずる 要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような通所介護によるサービスが必要な方 ・ 専門的な生活機能向上支援、維持向上が見込まれる者 ・ 入浴介助等の身体介護 ・ 移動等において常時見守りや一部介助が必要な者
単価等利用者負担	現行の介護予防通所介護に準ずる <ul style="list-style-type: none"> ● 報酬（1月当りの単価に基づく出来高払い）※介護報酬の改定に応じて変動 要支援1：1,672単位/月（令和3年4月単価） 要支援2：3,428単位/月（令和3年4月単価） 加算：現行の介護予防報酬に準ずる 減算：現行の介護予防報酬に準ずる <ul style="list-style-type: none"> ● 個人負担割合1割（又は2割、3割）＋実費（昼食代、教材費等） ※1単位＝10円で計算
サービス提供者人員基準	現行の介護予防通所介護に準ずる （指定介護予防通所介護事業所の従事者） ① 管理者※1：常勤・専従1以上 ② 生活相談員：専従1以上 （社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等） ③ 看護職員：専従1以上（看護師、准看護師） ④ 介護職員：15人まで 専従1以上 15人以上 利用者1人につき、専従0.2以上 ⑤ 機能訓練指導員：1以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師） ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
運営基準	現行の介護予防通所介護に準ずる <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 等
設備	現行の予防給付に準ずる準ずる（同一場所での提供可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・ 静養室・相談室・事務室 ・ 消化設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備・備品
実施方法	事業者指定
限度額管理	有り（国保連経由で審査・支払いのため管理可能）